

会津若松市立永和小学校「いじめ防止基本方針」

平成29年3月策定
平成31年4月1日改定

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(H26 いじめ防止対策推進法定義より)

＜具体的ないじめの態様＞

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 席を離される。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 存在を否定される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 身体をこぶかかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・ 殴られる、蹴られる、たたかれる、つねられる等が繰り返される。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられる。
 - ・ 脅され、お金を取られる。
 - ・ 物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガム等を入れられる。
 - ・ 写真や鞆、靴、帽子等を傷つけられる。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。
- ⑧ 東日本大震災による避難児童への誹謗中傷や心ない言動

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) 心の居場所のある学級づくりや学校づくりをとおして認め合い励まし合う望ましい集団づくりをすすめる。

- (5) いじめの行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースであっても、いじめの疑いがあると察知した場合には、放置することなく情報を全職員が共有し、関係者からの情報収集に努め、早期対応・早期解決を図る。
- (6) 状況に応じて、見守り、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者のほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 児童一人一人に確かな学力を身につけさせるため、生徒指導の機能を生かした学び合いを通してわかる授業づくり、学習態度の育成等に組織的に取り組む。
- (2) 本校の教育目標の一つである「思いやりのある子ども（豊かな心）」の育成ををめざし、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
 - ② 4つの「あ」（あいさつ・安全・後始末・ありがとう）を推進する。
 - ③ 学校版環境マネジメントシステム、環境美化運動、花いっぱい運動を推進し、環境に優しい学校づくりを進める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。（別紙）
- (5) Q-Uの活用や学級力向上の取り組み、縦割り班活動を充実させて、認め合い励まし合う望ましい集団づくりをすすめる。
- (6) 保護者並びに地域住民その他の関係機関と基本方針及び取り組みについての理解や連携を図る。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

- (1) いじめ調査等
 - いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、10月）
 - ② 保護者対象いじめアンケート調査 必要と認めた場合に実施
 - ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回（6月、10月）
- (2) いじめ相談体制
 - 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラーの活用
- (3) 人材の確保及び資質の向上
 - いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的対応を行う。（報告しない場合は法令違反となり得る）
- (2) 情報収集を複数の職員で綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- ① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えできるだけ不安を取り除く。
- ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
 - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
 - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
 - ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - ⑥ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。
- (4) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (6) いじめが「解消している。」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること。被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、該当学年担任

- ◎ いじめ事案の状況に応じて、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールポーター）、児童相談所

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談、不登校に関する調査等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 上記以外に、生徒指導協議会の中で、配慮を要する児童について、全職員で現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

	面談・実態調査(アンケート等)の実施計画	校内研修計画	いじめ不登校防止のための会議等	評価計画
4月	学級力アンケート(毎月)	校内研修 未然防止と早期発見	第1回いじめ不登校対策委員会 (生徒指導・特別支援教育協議会)	計画・目標 作成と提示
5月	第1回ハイパーQ-U実施 学校生活(いじめ)アンケート			
6月	教育相談	校内研修 Q-U考察と対応策	いじめ不登校対策委員会 (生徒指導・特別支援教育協議会)	
7月				学校評価
8月			いじめ不登校対策委員会 (生徒指導・特別支援教育協議会)	
9月				
10月	学校生活(いじめ)アンケート	校内研修2 いじめの対応	いじめ不登校対策委員会 (生徒指導・特別支援教育協議会)	
11月	教育相談 個別懇談会 第2回ハイパーQ-U実施			
12月		校内研修 Q-U考察と対応策		学校評価
1月				
2月			いじめ不登校対策委員会 (生徒指導・特別支援教育協議会)	年間評価
3月				

(2) 校外における組織

- ① 中学校区内(3校の協議会:年3回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。)
- ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会:年4回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者からの申し立てにより「いじめられて重大な事態に至った」と判断した場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見逃しや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
 - いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) 評価と改善
 - ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
 - ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。